

「チャレンジコンテナ」利用規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが（以下「機構」という。）が運営するわいわい!!コンテナ2（以下「コンテナ」という。）内のチャレンジコンテナの運営及び利用に関する義務について必要な事項を定めるものとする。

(利用条件)

第2条 チャレンジコンテナを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、下表に定める利用条件で、チャレンジコンテナを利用することができる。

利用区分	利用料	利用回数
1日	1,200円	①同一年度内に30回まで ②同一个月内の土日の利用は2回まで
1週間	6,000円	①同一年度内に4回まで ②同一个月内の土日の利用は1回まで
1か月	24,000円	同一年度内に1回まで
*コンテナの休館日は、利用できない。 *利用時間は、準備及び撤去の時間を含み午前10時から午後6時までとする。 *利用者が同一年度内に利用できる期間は、最長1か月とする。		

(利用者の遵守事項)

第3条 利用者は、出店にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機構が行う各種事業（イベント）に積極的に協力すること。
- (2) 利用を終了したときは、原状を回復すること。
- (3) 清掃及び整頓を行い、ゴミ箱を用意し処理すること。
- (4) 区画をはみ出した利用をしないこと。
- (5) 原則として火気を使用しないこと。
- (6) 出店中は無断で留守にしないこと。
- (7) 多くの方の来場を促す工夫をすること。
- (8) コンテナの敷地内は禁煙とする。
- (9) 公序良俗に反する行為をしないこと。

(利用申込)

第4条 利用者は、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から利用申込みができるものとし、利用申込書に必要事項を記入の上、利用料を添えて機構に提出しなければならない。

(利用取消)

第5条 利用者は、自身の都合によりチャレンジコンテナの利用を取り消すときは、速やかに機構に届けなければならない。

2 利用者が第3条に規定する事項を遵守しないときは、機構は利用を取り消すことができる。

3 第1項及び第2項の規定により利用を取り消したときは、既納の利用料は返金しないものとする。

ただし、災害等により機構が管理運営上支障があると認め利用を取り消したときは、利用者が利用で

きなかった期間に相当する額を返金するものとする。

(行為の承認)

第6条 利用者は、次に掲げる事項に該当する場合には、機構の事前の承認を受けなければならない。

- (1) 利用者以外の者にチャレンジコンテナを任せる時間又は日があるとき。
- (2) 特別の設備（既存の設備に造作を加えないものに限る。）を設置するとき。
- (3) コンテナの運営に影響があると見込まれるとき。

(転貸等の禁止)

第7条 利用者は、その地位を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損傷及び滅失の届出)

第8条 利用者は、施設や附属設備等を破損し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を機構に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めがない事項については、機構と利用者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。